

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
施策 1 3Rの促進				
(1) 県民の3Rの促進				
(1)	①	110	<p>平成29年度の「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」（以下「県民大会」）は、より多くの県民に対し啓発を行うため、「Let's エコアクション in AICHI」と同時開催し、3R等に関するトークショー等を実施した。</p> <p>また、3Rに関するリーフレットを作成（18,000部）し、イベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口での配布を行った。</p> <p>〔県民大会の概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：大村知事とフィギュアスケーターの浅田舞氏によるトークショー（食品ロス～もったいないはとってもいい～）</li> <li>・フードドライブ（人数140名、寄付点数622点、重量約190kg）</li> <li>・NPO法人セカンドハーベスト名古屋による事例発表</li> <li>・実施日・会場：平成29年11月18日・アスナル金山</li> <li>・参加者数：約500名（延人数）</li> </ul>	引き続き、県民大会の開催やリーフレットの配布等により3Rや環境に配慮した食生活の実践について啓発に努める。 県民大会については、多くの県民及び事業者が参加しやすく、より多くの参加者に対し啓発できるように、他のイベントとの共催も含め、様々な内容、実施方法を検討する。
(1)	②	112	3Rに関するリーフレットに分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組や特定廃家電製品の適正処理への協力の呼びかけを掲載し、当該リーフレットをイベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、啓発を行った。	引き続き、市町村が実施する資源循環の取組への情報提供や助言に努めるとともに、家電及び建設系廃棄物のリサイクルに係る啓発を続けていく。
(1)	③	113	「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」と同時開催した「Let's エコアクション in AICHI」にてマイバッグを配布した。 大規模小売店舗の開設に際し、レジ袋削減や納品時のダンボール不使用等、容器包装廃棄物の発生抑制に取り組むよう呼びかけた。	引き続き、マイバッグの普及や、事業者に対する容器包装廃棄物の発生抑制の呼びかけを行う。 大規模小売店に対し、レジ袋の有料化等の取組を促進するよう働きかける。

注)「処理計画本文」欄の網掛けは、新規取組又は取組強化の項目

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(1)	④	114	<p>ごみゼロ社会推進あいち県民会議の取組として、県民大会を開催し、3Rに関するトークショー等を行った（No.111に記載）。また、毎年度、市町村や事業者団体に対し、外部講師による研修会を行い、知識の向上を図っている。</p> <p>[研修会の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ：「ごみゼロ社会と食品ロス」</li> <li>・講師：愛知工業大学 経営学部経営学科 教授 小林富雄氏</li> <li>・実施日：平成29年7月13日</li> <li>・参加者数：75名</li> </ul> <p>生ごみの資源化について、3Rに関するリーフレットや県内の小学校四年生（名古屋市立は各校一冊）に配付している環境学習副読本「わたしたちと環境」に掲載し、その促進を図った。</p> <p>一般廃棄物処理事業実態調査において、県内におけるごみ処理有料化の実施状況等を調査し、その結果をインターネット上に掲載する等、情報提供を行った。</p>	引き続き、イベント等において3Rの啓発に努めるとともに、研修会等を通じた市町村との情報共有に努め、ごみ処理有料化等に関する検討を行う。
(1)	⑤	115	<p>海ごみ問題を広く啓発するため「海ごみ減らそうプロジェクト」を開催するとともに、NPO、企業、行政等多様な主体が海ごみの発生抑制対策等を討議する「海ごみ減らそうフォーラム」を開催した。</p> <p>海岸漂着物に関する環境学習プログラムを普及するため、県内小学校2校におけるモデル事業を実施した。</p> <p>小学校における環境教育を支援するために、環境学習副読本「わたしたちと環境」を県内の小学校四年生（名古屋市は各校一冊）に配付する。廃棄物に関しては「ごみのはなし」の項目を設け、ごみの量と種類、ごみ処理、減らす工夫、リサイクル等に関する内容を盛り込み、小学生にもわかりやすく標記することで意識の醸成を図る。</p> <p>[副読本発行部数：56,000（平成30年3月配付予定）]</p> <p>愛知県環境調査センターの1階部分を、新エネ・省エネ施設の実物や調査・分析の現場などを活用しながら、小中学生を中心に多くの県民が環境（循環型社会や3Rなど）に関心を持ち、行動に移すことの重要性を学習できる場となるよう、整備基本計画を策定している。</p>	引き続き、環境学習プログラムの普及を促進するなど、海岸漂着物等に対する普及啓発事業を実施していく。 <p>県内の小学校高学年に、愛知県内における最新の環境の現状について知ってもらうために、「わたしたちと環境」が小学校の授業教材として活用していただいていることから、引き続き実施していく。</p> <p>あいち環境学習プラザやAELネットを活用した環境学習の場の提供を引き続き実施していく。</p> <p>新施設の全面オープンに向けて、今年度策定する整備基本計画に基づき、コンテンツの設計、設置等を実施する。</p>

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等		
(1)	⑥		<p>「あいち食育いきいきプラン2020」（平成28年3月）に基づき、余分な買い物はしない、期限表示に注意して保存する、材料のむだを省いた調理をする、作り過ぎない、外食時には食べきれぬ量のみ注文するなど環境に配慮した食生活の実践を促進する。</p>	116	<p>地域における食育推進を担う食育推進ボランティア等を対象に、研修会及び調理実習を開催し、県民へ働きかける実践活動につなげていく。</p> <p>①あいちエコ食スタイル研修会          ・内 容：基調講演「食育と食品ロス」          講演「野菜まるごと栄養学」          ・開催日：平成29年11月2日（木）          ・参加者：55名</p> <p>②調理講習会          ・内 容：食材を無駄なく使いきる方法等を学ぶ          ・開催日：平成29年12月から平成30年2月までの4日間（予定）</p> <p>家庭でできる食品ロス削減の取組を紹介したリーフレットを食育イベント等で配布し、啓発を行った。          愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市と各種環境配慮団体とが連携して、環境負荷の少ない商品の購入「グリーン購入」を消費者に向けて啓発するためのキャンペーンを実施する。</p>	<p>引き続き、調理講習会や食育イベント等で食品ロス削減のための取組を呼びかけていく。          引き続き、グリーン購入の啓発を行う。</p>
(1)	⑦		<p>容器包装リサイクル法について、「愛知県分別収集促進計画」に基づき、市町村及び事業者団体と連携して、その普及、浸透を図る。</p>	117	<p>小学校における環境学習を推進するため、小学校高学年を対象とした環境学習副読本「わたしたちと環境（平成29年度版）」において、ごみを減らすための工夫を記載するとともに、容器包装のリサイクルマークやプラスチック製容器包装のリサイクル方法を紹介した。</p> <p>平成29年5月30日から6月5日までの1週間を「ごみ散乱防止強調週間」とし、その一環として、公益社団法人食品容器環境美化協会と連携し、金山総合駅等の県内8駅の周辺で啓発資材を配布し、空き缶等のごみの散乱防止を呼びかけた。</p>	<p>引き続き、容器包装リサイクル法に基づく正しいリサイクルについての啓発に努める。</p>
(1)	⑧		<p>家電リサイクル法について、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目となっていることや、そのリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。</p>	118	<p>3Rに関するリーフレットに、家電リサイクル法の対象品目や廃家電の引渡方法、廃家電の適正処理への協力の呼びかけを掲載し、当該リーフレットをイベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、県民に啓発した。</p>	<p>引き続き、家電リサイクル法に基づく正しいリサイクルについての啓発に努める。</p>
(1)	⑨		<p>自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の再資源化等の促進を支援する。</p>	119	<p>インターネット等により、自動車リサイクル法に係る情報提供を実施している。</p>	<p>引き続き、インターネット等での情報提供を実施する。</p>

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(1)	⑩ 本計画に基づく食品ロス削減の取組として、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」が開催する県民大会等を通じて、広く県民に啓発する。	120	ごみゼロ社会推進あいち県民会議の取組として、県民大会を開催し、食品ロスに関するトークショー、フードドライブ等を行った（No.111に記載）。また、毎年度、市町村や事業者団体に対し、実施している外部講師による研修会について、食品ロスをテーマに開催し、知識の向上を図った。 (No.114に記載) 宴会時の食品ロス削減のため、「3010運動」の啓発資料（ポスター・チラシ）を作成するとともに、忘年会・新年会シーズンである12月、1月に「3010運動推進キャンペーン」を実施している。	引き続き、県の施策とごみゼロ社会推進あいち県民会議による施策により、食品ロス削減に向けた啓発を行っていく。
<b>(2) 事業者の3Rの促進</b>		<b>130</b>		
(2)	① 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて、3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。	131	多量排出事業者に産業廃棄物処理計画書及び同計画書実施状況報告書を提出させることで減量化の取組を促進した。また、計画書等提出時に減量等について指導した。 多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化に関する自主的な取組を促進するため、県に提出された処理計画及び処理計画実施状況報告書をインターネットで公表した。 [計画書提出件数] 28年度：671件、29年度：649件 [実施状況報告書提出件数] 28年度：648件、29年度：670件	引き続き、産業廃棄物処理計画書の公表等により、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。
(2)	② 事業者による自主的な取組を促進するため、廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再利用、再生利用に有効な情報、先進事例等について、セミナーや研修会の開催、インターネットの活用等により情報提供に努める。	132	循環ビジネス創出会議として、現地見学会、ビジネスセミナー等を開催し、先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供を行った。 また、インターネットを利用して、廃棄物の減量化・資源化等に関する情報提供を行っている。	引き続き、セミナーやインターネット等により啓発、情報提供に努める。
(2)	③ 事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの導入を促進する。	133	平成29年7月に環境マネジメントシステム普及促進セミナーを開催し、「エコアクション21」の概要、導入メリットについて説明した。 また、エコアクション21の認証取得を目指す事業者を対象として、認証取得に向けた具体的なアドバイスを行うエコアクション21認証取得支援研修会を開催した。 [県内の認証・登録事業者数] 351件（平成29年1月末現在） 363件（平成29年10月末現在）	引き続き、セミナーや研修会、インターネット等により、啓発、情報提供に努める。
(2)	④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、「レジ袋削減取組店制度」の充実を通じて、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。	134	「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」で実施している「レジ袋削減取組店制度」について、新たな表彰制度を設け、取組店制度の活性化を図ることとした。	引き続き、レジ袋削減に向けた取組を「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携して実施していく。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(2)	⑤	135	<p>法令遵守を徹底した優良な事業者による産業廃棄物の再生利用を促進するため、平成23年度に新たな再生利用個別指定制度の運用を開始した。平成29年10月末までに、25事業者を再生利用個別指定業者に指定した。（28年度末：25業者）</p> <p>再生事業者登録制度については、県が登録している廃棄物再生事業者数は、221事業者（平成28年12月末時点）で、前年度12月末時点と比べ、3事業者減少した。</p>	引き続き、再生利用個別指定制度及び再生事業者登録制度の適切な運用により、廃棄物の再生利用を促進する。
(2)	⑥	136	<p>多量排出事業者に産業廃棄物処理計画書及び同計画書実施状況報告書を提出させることで減量化の取組を促進した。また、計画書等提出時に減量等について指導した。</p> <p>多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化に関する自主的な取組を促進するため、県に提出された処理計画及び処理計画実施状況報告書をインターネットで公表した。</p>	引き続き、産業廃棄物処理計画書の公表等により、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。
(2)	⑦	137	<p>「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、平成28年度に家畜排せつ物の処理・利用促進に必要な施設の整備を24か所整備した。</p>	「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、引き続き家畜排せつ物を処理・利用促進するための施設・機械等の整備を推進する。
(2)	⑧	138	<p>環境部、建設部及び関係機関が連携し、合同で建設工事現場のパトロールを実施した（平成29年5月22日～26日、10月23日～27日）</p> <p>建設部建設副産物対策連絡会において、建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）に基づく前年度工事の再資源化状況を確認し、特に再資源化・縮減率が平成30年度目標値に達していない建設混合廃棄物の再資源化への普及啓発および建設発生土の適正な利用について協議した。</p> <p>また、中部地方建設副産物対策連絡協議会で提言されている再生クラッシュランの路盤材以外での利用については、コンクリートの骨材としての利用を検討している民間業者の相談を受け、環境部の窓口を紹介したり、研究機関に相談する等、事業化にむけアドバイスを行っている。</p>	引き続き、立入検査や指導を実施する。引き続き、県発注工事における再資源化の普及啓発を図る。また、再資源化にとどまらず再生品の率先利用を掲げるあいくる制度においては、再生資源の新たな活路を見出すべく新評価基準の作成を常に検討している。現在は流動化処理土等の基準作成を検討しており、その作業を迅速に進める。
(2)	⑨	139	<p>インターネット等により、自動車リサイクル法に係る情報提供を実施している。</p>	引き続き、インターネット等での情報提供を実施する。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(2)	⑩ 排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。	140	産業廃棄物の適正処理に係るパンフレットを作成し、事業者等へ配布している（約7,000部）。 愛知県廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）の本冊（1,400部）と概要版（10,000部）を作成し、都道府県、県内市町村及び関係団体等へ配布した。	引き続き、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関する啓発資料の作成・配布やインターネットによる公表等により、廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。
<b>(3) 市町村の3Rの促進</b>		<b>150</b>		
(3)	① 「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。	151	県民大会（No.114に記載）や研修会を行い、市町村職員の知識の向上を図る取組や情報提供を行うことにより、資源循環の推進を支援した。 一般廃棄物処理事業実態調査において、各市町村の廃棄物処理状況を確認することにより、市町村の実態に即した支援を図っている。	引き続き、市町村職員の知識の向上を図る取組や情報の収集、提供を行うことにより、資源循環の推進を支援する。
(3)	② 市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。 ・ごみ排出量の削減及び資源化の推進 ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底の促進 ・不用品の再使用、再生利用の推進 ・紙類の分別、細分化の徹底の促進 ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品等の率先的な調達	152	「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」で毎年度、市町村や事業者団体を対象に実施している外部講師による研修会について、「食品ロス」をテーマに開催し、知識の向上を図った。（No.114に掲載） 宴会時の食品ロス削減のため、「3010運動」の啓発資料（ポスター・チラシ）を作成するとともに、忘年会・新年会シーズンである12月、1月に「3010運動推進キャンペーン」を実施している。（No.120に掲載） 3Rに関するリーフレットにリサイクルショップやフリーマーケットの活用等、再使用、再生利用の呼びかけを掲載し、県民への啓発、情報提供を図った。 家庭でできる食品ロス削減の取組を紹介したリーフレットを食育イベント等で配布し、情報提供を行った。 市町村における環境物品等調達方針の作成状況等について調査を行うとともに、当該方針を作成していない市町村に対し、方針の作成及び環境物品の率先的な調達を促した。 [作成市町村数] 41市町村（平成28年4月1日現在） 40市町村（平成29年4月1日現在）	引き続き、市町村に対する情報提供を行うとともに、県民大会等を活用して市町村や県民への啓発、情報提供を進めることにより、市町村の取組を促進する。 引き続き、研修会や食育イベント等でリーフレットを配布し、食品ロス削減の取組について情報提供を行う。 引き続き、市町村における環境物品等調達方針の作成状況等について調査を行うとともに、当該方針を作成していない市町村に対し、方針の作成及び環境物品の率先的な調達を促す。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(3)	③	153	一般廃棄物処理事業実態調査において、ごみ有料化の手法や料金設定などの調査を行っており、その情報を市町村に提供している。 [生活系収集ごみの有料化実施市町村数] 19市町村（施設へ直接搬入するごみ及び粗大ごみ除く）	引き続き、市町村に情報提供し、ごみ処理有料化の手法検討の促進を図る。
(3)	④	154	16市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業等に対し、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を交付する。	引き続き、本補助金を活用して、回収・処理等を行う市町村等への財政支援を行う。
(3)	⑤	155	平成29年度においては、3Rに関するリーフレットに小型家電の回収について掲載し、当該リーフレットをイベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、県民に啓発した。 また、平成29年4月から（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が環境省と協力して実施している「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に本県及び52市町村が協力し、小型家電の回収率の向上を図った。 なお、現在、県内の全市町村において、小型家電の回収を実施している。	引き続き、小型家電リサイクル法による市町村回収を促進し、再資源化を図る。
(3)	⑥	156	市町村等の一般廃棄物関係担当課長を対象とした会議等において、処理が困難な廃棄物の適正処理について情報提供を実施した。	引き続き、処理が困難な廃棄物の適正処理についての情報提供等を市町村に対して実施する。
(3)	⑦	157	民間事業者による資源回収について、市町村の把握状況を確認するため、市町村に対するアンケートを実施している。	アンケート結果等により、民間事業者によるリサイクル状況の把握を進める。
(3)	⑧	158	「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の専門部会等を通じ、市町村等の食品ロス削減に関する取組を促進する。	引き続き、専門部会において、市町村等の食品ロス削減に向けた取組の促進を図る。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(4) 県の3Rの推進		160		
(4)	①	161	<p>産業廃棄物税を財源として、産業廃棄物の3Rの促進や、適正処理に関する施策等を充実・促進させた。</p> <p>また、県が開催する講習会等において税制度の目的や効果等について説明するパンフレット(6,000部)を配布し、周知・啓発を行った。</p>	引き続き、産業廃棄物税制度を適切に運営し、循環型社会の実現に向け、3Rの促進、適正処理の促進に関する施策の推進を図る。
			<p>産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すとともに、得られた税金により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。</p> <p>また、税制度の目的や効果等について県民や事業者によく周知するため、啓発活動を強化する。</p> <p>&lt;主な税充当事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会形成推進事業</li> <li>・家畜ふん尿資源化利用推進事業</li> <li>・動植物性残さ飼料化促進事業</li> <li>・リサイクル資材管理システム構築業務</li> <li>・広域最終処分場整備運営推進</li> <li>・産業廃棄物適正処理対策事業</li> <li>・産業廃棄物処理業者優良化推進事業</li> <li>・再生資源活用審査事業</li> <li>・市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助 など</li> </ul>	
(4)	②	162	<p>平成29年度愛知県環境物品等調達方針を策定し、環境物品等の調達の推進に努めている。</p> <p>また、あいちエコスタンダードに基づき可燃ごみ排出量等の削減の取組を実施し、再使用や分別の徹底を推進している。</p>	引き続き、環境物品等の調達を推進する。 また、あいちエコスタンダードに基づき可燃ごみ排出量等の削減を推進する。



廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(4)	③	163	<p>「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」に基づき、「あいくる材」を認定し、県発注工事で自ら率先的に使用している。</p> <p>[あいくる材認定件数] 23品目、464件、1,512資材（平成28年3月末） 23品目、452件、1,555資材（平成29年3月末） [県発注工事におけるあいくる材の再生資源使用量] 27年度：約34万3千トン、28年度：約24万6千トン</p> <p>[指針に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化等率] 27年度：アスファルト・コンクリート塊：99.7% コンクリート塊：99.5% 建設発生木材：97.7%</p> <p>供用済みの11処理場から発生する下水汚泥の有効利用について、14社（16事業場）において、セメント原料や肥料原料等として有効利用を図る。 浄水処理の際に発生する汚泥については、PFI事業としてPFI事業者が脱水機を用いて脱水処理した後、園芸用土などに有効利用している。</p>	<p>引き続き、県発注工事におけるリサイクル資材の率先利用を推進するとともに、関係事業者への啓発等により「あいち建設リサイクル指針」による再資源化を推進する。</p> <p>今後も、セメント原料や肥料原料等として有効利用を進めていく。 PFI事業者が継続的に上下水汚泥の有効利用を図る。</p>
(4)	④	164	<p>愛知県海岸漂着物対策推進協議会を8月に開催し、海岸漂着物等地域対策推進事業の実施状況及び実施計画等について報告した。 海岸漂着物の理解を深めるための環境学習プログラムを普及するモデル事業を西尾市、美浜町で実施し、延べ115名の参加があった。</p>	<p>引き続き、民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物等の回収・処理など海岸等の環境保全のために必要な措置を行う。</p>
(4)	⑤	165	<p>資源循環情報システムにより、物質フローや廃棄物の排出状況等について、情報発信を行っているほか、資源循環学習ゲーム（ゴミキチ・パコロ劇場）を通じて小学生向け環境学習を実施している。</p>	<p>引き続き、最新情報の把握に努め、インターネット等により、分かりやすく提供する。</p>
(4)	⑥	166	<p>産業廃棄物処理業者、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物排出事業所設置者から前年度における処理実績に係る報告を求め、処理状況を環境白書やインターネットにより公開している。</p>	<p>引き続き、処理状況を把握しインターネット等により情報提供を行っていく。</p>

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(4)	⑦	167	一般廃棄物処理事業実態調査の結果をインターネット等により公表している。	引き続き、処理状況を把握しインターネット等により情報提供を行っていく。
(4)	⑧	168	「PCB廃棄物特別措置法」に基づく毎年度の届出により保管・処理状況を把握し、環境白書やインターネットにより県民に情報提供している。 [保管事業所数（全県分）] 平成27年3月現在：2,918事業所 平成28年3月現在：2,591事業所	引き続き、PCB廃棄物の保管・処理状況を把握し、インターネット等により情報提供を行っていく。
(4)	⑨	169	全国環境衛生・廃棄物関係課長会廃棄物部会の東海北陸ブロック会議の際に、民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるよう国に働きかける。	引き続き、会議等の際に国に働きかけを行う。
<b>施策2 適正処理と監視指導の徹底</b>				
<b>(1) 廃棄物の適正処理の指導</b>		<b>210</b>		
(1)	①	211	立入検査時や各種報告書の提出時に地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化について指導した。	引き続き、排出事業者等への指導を徹底する。
(1)	②	212	立入検査等で産業廃棄物の適正保管の指導を行った。 特に6月、11月を立入強化月間として、適正処理の指導を行った。 [強化月間の立入件数] 27年度：1,227件 28年度：1,200件 29年度：1,028件	引き続き、立入検査等で産業廃棄物の適正保管の指導を行い、過剰保管等を防止する。
(1)	③	213	法令に定める基準に違反をした者に対し改善命令等を発出した。 [改善命令] 27年度：2件、28年度：1件、29年度：0件 [事業の停止命令] 27年度：1件、28年度：0件、29年度：1件 ※29年度分は29年9月末時点の実績	引き続き、不適正処理の早期是正等に努め、法違反に対し厳正に対処する。
(1)	④	214	立入検査時、各種報告書の提出時及び講演会等の場で電子manifestの普及促進について啓発を行った。 [電子manifest普及率] 平成28年3月末現在：41.0%（全国42%） 平成29年3月末現在：43.4%（全国49%）	引き続き、啓発を行い、電子manifestの普及拡大を促進する。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(1)	⑤	215	<p>優良事業者の育成を図るため、平成29年10月に「産業廃棄物処理業優良化セミナー」を開催した。また、優良事業者のリストをインターネットで公開するとともに、平成25年2月に「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」を改正し、平成25年4月から施設等に優良事業者であることをステッカーで表示することができることとした。</p> <p>[処分業者に係る優良認定事業者数] 平成28年10月末現在：54業者 平成29年10月末現在：53業者</p> <p>[収集運搬業者に係る優良認定事業者数] 平成28年10月末現在：263業者 平成29年10月末現在：293業者</p>	平成33年度末までに、処分業者に係る優良認定事業者数を70業者とするという目標の達成に向け、引き続き、「産業廃棄物処理業優良化セミナー」による優良事業者の育成をはじめとした施策を推進するとともに、排出事業者による利用を促進する。
<b>(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理</b>		<b>220</b>		
(2)	①	221	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に感染性廃棄物処理マニュアルの周知徹底を行うとともに、処理状況等の確認や適正処理について指導している。また、毎年、関係団体と情報交換を行うとともに、適正処理の指導を行っている。</p>	引き続き、マニュアルの普及啓発や事業者指導を行う。
(2)	②	222	<p>掘り起こし調査で未届けが判明した事業者に対して、PCB保管状況届出書の徴取により保管状況を把握するとともに、PCB廃棄物の保管事業者に対して、立入検査や各種届出書提出時に適正保管及び早期処理を指導した。</p> <p>また、平成28年7月に見直された、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を踏まえ、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改訂作業を進めている。</p> <p>[PCB処理状況] ・処理台数（累計） 平成29年3月末時点：27,786台（処理進捗率92%） 平成29年9月末時点：28,404台（処理進捗率93%）</p>	引き続き、未届けのPCB廃棄物の掘り起こしを進めるとともに、適正保管や早期処理に関する事業者指導を行う。
(2)	③	223	<p>立入検査時や各種報告書の提出時に石綿含有廃棄物等処理マニュアルの周知徹底を行うとともに、処理状況等の確認や適正処理について指導している。また、県内の全破碎施設に対し、石綿含有廃棄物の処理状況について立入検査を行って把握するとともに、適正処理を指導した。</p>	引き続き、マニュアルの周知徹底や事業者指導を行う。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(3) 排出事業者処理責任の徹底		230		
(3)	① 多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。	231	インターネットにより多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定や報告について周知を行うとともに、前年度に計画書を提出した事業者に対して計画の策定と提出を指導した。	引き続き、産業廃棄物処理計画の策定等について指導を行う。
(3)	② 廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があり、産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう処理状況を確認する必要がある。 このため、排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。	232	立入検査や、排出事業者が出席する各種講習会等の場で排出事業者責任について周知・指導するとともに、必要に応じて業界に通知した。	引き続き、立入検査等で周知し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
(3)	③ 廃棄物の排出事業者に対し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づき当該処理業者の能力の確認や実地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。	233	立入検査や、排出事業者が出席する各種講習会等の場で排出事業者責任について周知・指導するとともに、必要に応じて業界に通知した。	引き続き、立入検査等で周知し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
(3)	④ 排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかな適正処理について必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。	234	立入検査や、排出事業者が出席する各種講習会等の場で周知・指導するとともに、必要に応じて業界に通知した。	引き続き、立入検査等で指導し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
(3)	⑤ 県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。	235	パンフレットやインターネットにより県外廃棄物搬入の事前届出制度の周知を図るとともに、事前届出の徹底について指導を行った。	引き続き、県外産業廃棄物の事前届出に係る指導を徹底する。
(3)	⑥ 食品廃棄物の不正転売事案を受け、再発防止のために食品廃棄物の排出事業者に対し、食品廃棄物の排出における留意事項を解説したリーフレットを活用して、排出事業者責任の周知徹底を図る。	236	食品廃棄物の排出事業者向けに、廃棄物を処理する際のポイントや、今回の事案を受けた改善例等を取りまとめたパンフレットを作成し、立入検査の際に配布・指導した。 また、食品廃棄物の排出事業者が出席する各種講習会等の場で排出事業者責任について周知・指導した。	引き続き、立入検査等で周知するとともに、各種講習会等で周知・指導を行う。
(3)	⑦ 水銀血圧計等を退蔵している医療機関に対して「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（平成28年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。	237	立入検査や、排出事業者が出席する各種講習会等の場で排出事業者責任について周知・指導するとともに、必要に応じて業界に通知した。	引き続き、立入検査等で周知し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保		240		
(4)	① 廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。	241	廃棄物処理施設を設置しようとする者に対して、地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導した。 [説明会開催実績] 29年度（平成29年11月末現在）：1件	引き続き、廃棄物処理施設及び処理業の適正な審査、施設の使用前検査の適切な実施等を徹底する。
(4)	② 廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県の審査基準に基づき、事業者の能力等の厳正な審査を行う。 また、施設の稼働前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査等を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」に諮り、専門家の意見を聴く。	242	廃棄物処理施設及び処理業の許可に当たっては、県の審査基準に基づき事業者の能力や資力を審査している。また、施設の稼働前には使用前検査により、設置された施設を確認している。さらに、焼却施設、最終処分場等の設置許可申請については、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」の意見を聴いている。 [審査会議開催実績] 29年度（平成29年11月末現在）：焼却施設1件及び最終処分場1件に対し5回開催	引き続き、廃棄物処理施設及び処理業の適正な審査、施設の使用前検査の適切な実施等を徹底する。
(4)	③ 廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について、法に基づく定期検査を確実に実施する。 また、設置者自らによる定期的な検査の実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。	243	定期検査を確実に受検するよう事業者に指導を行った。 立入検査等で廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の指導を行った。 立入検査については、特に6月、11月に廃棄物の適正処理に係る立入検査を強化する月間を設け、適正処理の指導を行った（No. 251に記載）。 [定期検査件数] 27年度：6件、28年度：30件、29年度：32件 ※29年度分は29年9月末時点の実績	引き続き、立入検査等を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
(4)	④ 民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し、維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。	244	立入検査時に維持管理状況を確認し、適正な管理を指導している。なお、平成28年度埋立中の処分場については、全ての対象者（28事業者（34施設））に対して維持管理積立金の積立額を通知し、積み立てを指導する。	引き続き、事業者に対し適正な管理を指導する。
(4)	⑤ 埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。	245	平成29年9月末までに県内で325ヶ所（県143、政令市である名古屋市47、豊橋市73、岡崎市17、豊田市45）について指定区域台帳を整備し、東三河総局及び県民事務所（以下「県民事務所等」）で閲覧に供している。また、インターネットにより位置情報の提供を行っている。	引き続き、台帳や位置情報を整備していく。
(4)	⑥ 産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。	246	情報公開は産業廃棄物処理業者の優良認定の必須項目であることから、立入検査、各種報告書の提出時に指導している。	引き続き、自主検査結果等の自主的な情報公開に関する事業者指導を継続する。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(5) 不適正処理の未然防止		250		
(5)	① 不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県庁、東三河総局、各県民事務所等（以下、「各県民事務所等」という。）に設置した「不法投棄等監視特別機動班」により、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。	251	定期的、計画的な監視パトロールを実施するとともに、毎年6月、11月には廃棄物の適正処理に係る立入検査を強化する月間を設け、監視・指導を行っている。また、建設系の廃棄物等については、建設部局始め関係部局との連携による監視・指導を行った。  [強化月間の立入件数] 27年度：1,227件 28年度：1,200件 29年度：1,028件	引き続き、定期的、計画的な監視パトロールを行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
(5)	② 各県民事務所等に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。	252	各県民事務所等へ警察官経験者を配備した。 [配備人数] 6名 民間委託により平日夜間・休日昼夜における監視を行い、不適正処理を未然防止するとともに、不適正処理発見の際は管轄する県民事務所等において、現地確認を行い、適正処理の指導を行った。 [民間委託による監視回数] 27年度：630回 28年度：630回 29年度：630回（実施予定回数）	引き続き、監視を行い、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
(5)	③ 「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。	253	インターネットにより不法投棄情報の通報体制を周知した。 電話、FAX、メール等により通報を受けた場合は、市町村等関係機関と連携するなどして現地確認等を行い、行為者や関係者に対して指導した。 また、一斉立入指導や市町村と連携した監視・指導を実施した。 [不法投棄情報の苦情件数（前年度からの継続件数を含む）] 27年度：25件、28年度：15件、29年度：12件 ※29年度分は29年9月末時点の実績	引き続き、通報には迅速に対応するとともに、パトロールを定期的に行うことにより、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。
(5)	④ 県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の見直しを図る。	254	県警察本部と協力連携し、不適正処理に対する監視・指導を行った。	引き続き、県警察本部を始め関係機関と連携し、産業廃棄物の適正処理の確保に努める。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(5)	⑤ 不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。	255	平成29年7月の東海・北陸ブロックの県及び政令市との連絡会議や平成29年10月の隣接県及び政令市との連絡会議並びに平成29年11月の主要都道府県会議において、廃棄物の不適正処理事案における対応策等について情報交換を行った。	引き続き、事案に応じて関係機関との情報連絡や地方機関への指導を行うとともに、隣接県等との情報交換を行う。
(5)	⑥ 土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去に協力するよう指導する。	256	立入検査等で、土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去のための措置に協力するよう指導した。	引き続き、土地所有者等の不適正処理の関与者に対して、指導を行う。
(5)	⑦ 県の事業主体である部局、事業の発注部局、事業に対する指導・監督部局、廃棄物処理の指導・監督部局等、関係部局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。	257	産業廃棄物処理業者の許可取消しや改善命令等の事案に応じて県の事業部局等へ通知を行った。 また、平成29年度から新たに健康福祉部局の一部職員に対しても、廃棄物処理法に基づく立入検査権限を付与し、他部局との連携を図った。	引き続き、事案に応じて県の事業部局等へ通知し、連携を図る。
(5)	⑧ 市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。 特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内4政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。	258	廃棄物の不適正処理に対しては、市町村等関係機関と連携して現地確認等を行い、行為者や関係者に対して指導した。 特に県内4政令市に対しては、産業廃棄物税を活用し、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」による支援を行っており、これまで、ヘリコプターや夜間パトロールによる不適正処理の監視、不法投棄監視システムの構築・運用、ダイオキシン類の検査などに活用されている。	引き続き、市町村等関係機関と連携し、廃棄物の適正処理の確保に努めるとともに、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」による支援を行う。
(5)	⑨ 県、国、政令市、名古屋海上保安本部、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、一般社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。	259	各県民事務所等で「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を開催し、不適正処理の未然防止等に関する情報共有を行った。	引き続き、協議会等で不適正処理の未然防止等の情報共有、対応をする。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(5)	⑩	260	<p>自動車リサイクル法に基づく自動車解体業者、破砕業者等の立入検査、指導を実施している。</p> <p>[立入件数] 28年度：338件、29年度(9月末まで)：159件</p> <p>[指導件数] 28年度：5件、29年度(9月末まで)：26件</p> <p>また、事業者に対し、関係機関と合同で立入検査を行い、不正解体や不正輸出の未然防止について啓発及び指導を行った。</p> <p>[合同立入件数] 27年度：10件、28年度：2件、29年度：2件</p>	<p>引き続き、事業者への立入検査、指導を行う。</p> <p>また、関係団体との合同立入等を行い、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。</p>
(5)	⑪	261	<p>インターネット等により制度の普及啓発に努めるとともに、立入検査や有害物質の検体分析を通じ製品の環境安全性を確認し、事業者に対し必要な指導を行った。</p> <p>[再生品等検体分析件数] 28年度：87件、29年度：84件(見込み)</p>	<p>引き続き、制度の普及啓発や事業者指導等を実施する。</p>
(5)	⑫	262	<p>平成29年12月末に事業完了することとし、産廃処理業者情報の「見える化」の整備を行っている。</p>	<p>引き続き整備を進め、「見える化」し情報を公開する。</p>
(5)	⑬	263	<p>ヘリコプターを用いたスカイパトロール及びドローンを用いた産業廃棄物の不適正保管等の確認を実施し、監視の強化を図った。</p> <p>[監視件数] 平成27年度 2件 平成28年度 3件 平成29年度 3件 (実施予定回数)</p>	<p>引き続き、各種手法を用いて、実態把握に努め、改善指導に努める。</p>
(5)	⑭	264	<p>5月に暫定版を作成し、6月の廃棄物の適正処理に係る立入検査を強化する月間で活用した。その後、見直しを行い、7月に完成した。</p> <p>また、県の監視指導職員の資質向上のため、先述のマニュアルの解説や、実地研修も含む研修会を実施し職員の資質向上も図った。</p> <p>これらに加え、保健所や国の機関と合同で立入検査を実施するなど、他機関と連携した立入検査体制の強化を図った。</p>	<p>引き続き、県の監視指導職員の資質向上に取り組むとともに、関係機関との連携し、立入検査体制の強化を図る。</p>



廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(5)	⑮ また、同事案を踏まえ、マニフェスト制度の見直しなど、再発防止に向けた制度改正等について、中部圏知事会議等を通じて国に働きかける。	265	国に対し平成28年中部圏知事会で要望した他、参議院環境委員会での参考人陳述等の場で説明を行った。 平成29年6月に廃棄物処理法の改正があり、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則強化や、虚偽報告等不適正な登録・報告を防ぐため、一部排出事業者に対する電子マニフェストの義務化、許可取り消し後の廃棄物処理業者等に対する措置強化が新たに規定された。	平成29年6月の法改正で、一部要望内容が反映されなかったため、今後の対応について、愛知県環境審議会等で検討を進めている。
<b>施策3 廃棄物処理施設の整備の促進</b>				
<b>(1) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進</b>				
(1)	① 一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従って単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。	310 311	県のごみ焼却処理広域化計画に基づき、県内を13ブロックに分け、効率的なごみ処理施設の設置を促進するとともに、施設整備について助言を行った。 また、交付金事務及び地域計画の作成について、指導・監督を行った。	国の動向を踏まえ愛知県ごみ焼却処理広域化計画の改定を検討する。 効率的な施設整備を図るため、引き続き、市町村に助言・指導監督を行う。 今後、施設の更新等により要望額の増加が見込まれるため、必要に応じ、予算の確保を国に要望する。
(1)	② 一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト縮減等の観点から、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月、平成29年度第3次計画に改定予定）に基づき、焼却処理の広域化を推進する。	312	[交付金事業] 29年度：12市等（17事業） 交付金4,640百万円 [平成29年度事業] 名古屋市、一宮市を始めとした12市等において、焼却施設やマテリアルリサイクル推進施設等の施設整備を行っている。	
(1)	③ 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより、計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。	313		
(1)	④ 産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。	314	積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場の立地に当たっては、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、地域環境への配慮等を指導している。	引き続き、地域環境に配慮した施設整備について、適切な指導を行う。
(1)	⑤ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。	315	事業者からの相談において県融資制度等について紹介するとともに、インターネットで県の制度を紹介している。	引き続き、事業者支援制度に係る情報提供を図る。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
<b>(2) 広域的な最終処分場の整備</b>		<b>320</b>		
(2)	① 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。 ② 一般廃棄物の最終処分場については、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。 ③ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。	321	碧南市を始めとする地元市町・商工会議所等で構成する衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場確保促進協議会の総会及び幹事会に出席した。	引き続き、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。
(2)	② 今後の広域的な最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場）に関しては、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあること、また、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極めつつ、その在り方について検討する。 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。	322	[衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立状況] 平成22年7月 安定型区画供用開始 平成23年3月 管理型区画を含めて全面供用開始 廃棄物埋立容量：4,960,000m <sup>3</sup> 平成28年度末現在埋立量：1,614,075m <sup>3</sup> （進捗率32.5%） 平成28年度搬入実績（29年3月末現在）：690,260ト 一般廃棄物：65,758ト 産業廃棄物：138,833ト 建設発生土：485,669ト	今後もアセックと連携して、衣浦港3号地最終処分場を適切に運用するとともに、県内各地域での広域処分場計画を踏まえて、県全体での広域的な最終処分場の在り方を検討していく。
<b>(3) し尿の適正処理の推進</b>		<b>330</b>		
(3)	① 下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設については、「全県域汚水適正処理構想」（平成8年6月策定、平成28年7月見直し）に基づき、計画的、効率的に整備を行う。	331	全県域汚水適正処理構想に基づき、汚水処理施設の早期概成に向けた施設整備を実施した。 [汚水処理人口普及率] 平成27年度：89.1%、平成28年度：89.8%	見直し後の全県域汚水適正処理構想に基づき、汚水処理施設の早期概成に向けた計画的、効率的な施設整備を図る。
(3)	② 下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあっては、浄化槽の普及または浄化槽（単独処理）の合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備によるし尿・生ごみ等の有機性廃棄物の資源化を促進する。	332	合併処理浄化槽の設置整備事業を実施する市町村に対し補助を行うことで、合併処理化を促進している。 （平成28年度：1,574基）	引き続き合併処理浄化槽への転換を促進する。
<b>施策4 非常災害時における処理体制の構築</b>				
<b>(1) 愛知県災害廃棄物処理計画の推進</b>		<b>410</b>		
(1)	「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成28年10月策定）に基づき、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築する。	411	災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築するため、市町村・一部事務組合等を対象とした図上演習を実施するとともに、発災後、各主体が実施すべきことを示した業務手順タイムラインを作成する。	災害発生後に各主体が連携して災害廃棄物の対応ができるよう、引き続き図上演習を実施するなど災害発生後の早期復旧・復興に資する体制の構築を図る。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(2) 災害廃棄物対策の推進		420		
(2)	① 災害廃棄物対策に係る体制整備 (ア) 市町村 災害廃棄物は、原則として一般廃棄物であり、市町村がその処理の責任を担う 市町村は、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、市町村災害廃棄物処理計画を作成する。 ※市町村災害廃棄物処理計画 3市策定済（平成28年10月） 災害時に生活圏から速やかに災害廃棄物を撤去し、処理することができるよう、関係部局と連携し、事前に仮置場の候補地を確保する。 また、災害廃棄物に係る協力支援体制について、発災時に支援側となる周辺市町村や友好提携都市、廃棄物処理業者等との連携を深めるとともに、建設業者やプラント関係業者等の連携体制の構築も進める。 (イ) 県 県は、市町村に対して、廃棄物処理に対する技術的援助に努めるとともに広域的な観点から、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。 災害廃棄物の処理主体となる市町村において、「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合性が図られた市町村災害廃棄物処理計画が県内全市町村で策定されるよう、研修の実施や情報提供等の技術的支援を行う。 災害廃棄物に係る協力支援体制について、廃棄物処理業者との連携に加え建設業者等との連携を図る。また、国・県・市・民間事業者団体で構成する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」において、県外自治体等との協力支援体制を構築する。	421	愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村、一部事務組合等を対象とした研修会、情報伝達訓練及び図上演習を実施することで、各主体の連携体制の整備や人材育成を図った。 また、国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を進めた。 [市町村等災害廃棄物処理計画研修会] <第1回>10月24日 対象：市町村、一部事務組合、県 内容：初動対応を中心とした講義とグループワーク <第2回>11月27日 対象：市町村、一部事務組合、県 内容：応急対応期を中心とした講義とグループワーク <第3回>1月～2月（予定） 対象：市町村、一部事務組合、県 内容：連携に関する講義（予定） [情報伝達訓練]12月20日、21日 主催：大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会 対象：中部9県、市町村、一部事務組合 [災害廃棄物図上演習]1月～2月（予定） 対象：市町村、一部事務組合、県、民間事業者団体 内容：南海トラフ地震を想定し、発災後の対応を検討する [災害廃棄物処理計画策定済み市町村数] 13市町（平成29年11月末現在） [平成29年度交付金事業（予定）] 12市等（17事業）、交付金4,640百万円	市町村において実効性のある災害廃棄物処理計画が策定されるよう、引き続き、技術的支援を実施するとともに、図上演習をとおして人材育成や各主体の連携体制を整備する。 また、市町村・一部事務組合に対し、国の交付金事業の説明等を行うことにより、引き続き、処理施設の整備・防災対策の促進を図る。
(2)	② 災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策 市町村は、地震や風水害等に強い処理施設とするため、既存の処理施設及び新規の処理施設の整備・防災対策を推進する。 県は、市町村が設置する処理施設について、その設置や改良時の国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を推進する。	422		
(2)	③ 人材育成・訓練 県は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村、関係団体の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練や被災自治体の職員や専門家による講習会等を通じて災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練を実施する。また、有害物質への対応や処理困難な廃棄物の取扱方法についても、研修会等を通じて知識の向上を図る。 市町村においても、定期的に組織や連絡体制の確認を行い、市町村組織内や関係団体との伝達訓練を行うとともに、災害廃棄物処理計画で定めた仮置場の設置・運営方法についての確認や一般廃棄物処理施設、その他処理施設における防災対策や災害廃棄物の処理技術面の向上を図るため、研修会、机上訓練、実地訓練などを実施する。	423		

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
<b>施策5 地域循環圏づくりの推進</b>				
<b>(1) あいち地域循環圏形成プランの推進</b>				
		510		
(1)	①	511	「あいち地域循環圏形成プラン（平成29年3月策定）」の推進にあたっては、有識者、経済団体、行政関係者の参加を得て構成する「あいち地域循環圏形成プラン推進会議」を設置した。 同会議を29年度中に開催し、プランに掲げた各種施策の進捗状況の確認等を行う。	毎年度、「あいち地域循環圏形成プラン推進会議」を開催し、プランの適切な進行管理を行っていく。
(1)	②	512	資源循環情報システムの運営や県庁西庁舎1階の展示コーナーのリニューアルなど、情報環境の整備を進めている。	引き続き、情報環境の整備に努めるとともに、平成30年度からは、循環ビジネス創出コーディネーターを企業に派遣し、3Rの取組に関するアドバイスをすることで人材育成の強化を図る。
(1)	③	513	多様な主体が連携した新たな広域循環モデルの創設に向け、食品循環資源に関するチームを関連企業(食品廃棄物の排出事業者など)の参画のもと、平成29年7月に立ち上げた。 有識者や循環ビジネスコーディネータを交え、モデル創設に向けた今後の課題や事業化へのアドバイス等を行っている。	引き続き、多様な主体の連携によるネットワークの形成を図る。
<b>(2) 循環ビジネスの振興支援</b>				
		520		
(2)	①	521	産学行政の連携の拠点として「あいち資源循環推進センター」を設置し、循環ビジネスの総合的な支援を行っている。 また、情報コーナーのリニューアルに向けて取り組んでいる。 [相談・技術指導件数] 283件（平成29年11月末現在）	引き続き、コーディネーターによる、相談・技術指導を実施していくとともに、センターの機能を充実強化していく。 平成30年度からは、循環ビジネス創出コーディネーターを企業に派遣し、3Rの取組に関するアドバイスをすることで人材育成の強化を図る。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(2)	②	522	<p>現地見学会、ビジネスセミナー等を開催し、先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供・支援を行っている。</p> <p>[平成29年度開催実績及び予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知環境賞受賞企業を中心とした現地見学会2回 7月：㈱紅久商店、豊川浄化センター（参加者39名） 10月：㈱三五、愛知工業大学（参加者42名）</li> <li>・ビジネスセミナー2回 8月：食品廃棄物の3R促進に向けた戦略（参加者86名） 3月：未定</li> <li>・ビジネス相談会1回 12月：相談件数4件</li> </ul>	引き続き、現地見学会、ビジネスセミナー等を開催し、先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報提供・支援を行っていく。
(2)	③	523	<p>リサイクル関係等施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業に対し補助を実施した。</p> <p>[申込及び採択実績（平成29年度）]</p> <p>リサイクル関係等施設整備事業：応募件数23件、採択件数16件 循環ビジネス事業化検討事業：応募件数15件、採択件数11件</p>	リサイクル関係等施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業に対し、補助を継続していく。
(2)	④	524	<p>平成29年度は、「メッセナゴヤ2017」及び「エコプロ2017」の大型の2展示会場において、県が展示ブースを確保の上、応募のあった県内企業の展示をサポートし、リサイクル製品等の販路拡大を支援するとともに、本県の各種支援施策をPRした。</p> <p>[開催実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メッセナゴヤ2017 出展者21社・団体</li> <li>・エコプロ2017 出展者8社</li> </ul>	引き続き、大型展示会場であいちの環境ビジネス発信事業を実施していく。
(2)	⑤	525	<p>「愛知環境賞」として、企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向けた、ものづくり愛知として優れた技術・事業・活動・教育の取組を表彰することとし、2月の表彰に向け選考手続を進めている。</p> <p>[応募件数] 46件</p>	引き続き「愛知環境賞」を実施していく。
(2)	⑥	526	<p>事業者支援のため、チラシの配布（13,000部）やインターネット等による情報提供に努めた。</p>	引き続き、情報提供を行っていく。
(2)	⑦	527	<p>愛知環境賞受賞企業等に対し、「AELネット」への加盟を促している。</p>	引き続き、「AELネット」への加盟を促していく。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
<b>(3) 人づくりと情報発信の強化</b>		<b>530</b>		
(3)	① 資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」を引き続き実施するとともに、同塾修了生を中心とした人材育成や活動の場を充実拡大する。	531	6月から11月にかけて「あいち環境塾」を開講し人材育成に努めるとともに、修了生を中心として設立されたNPO法人AKJ環境総合研究所との連携を図っている。 ・通常講座 延べ12日間実施、20名修了	引き続き、あいち環境塾を実施していくとともに、NPO法人AKJ環境総合研究所との連携を図っていく。
(3)	② 資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業の情報提供を行うとともに、ニーズに合わせた情報のタイムリーな更新やコンテンツの充実を行い、事業者等の資源循環の取組の活性化を図る。	532	「資源循環情報システム」の各コンテンツにより、企業始め一般県民にも利用しやすいよう情報発信を行っている。 〔アクセス件数〕 2,711件(月平均)	引き続き、最新情報の把握に努め、インターネット等により分かりやすく提供する。
(3)	③ 資源循環情報システムと関連するSNS（ソーシャルネットワークサービス）や動画サイトとの相互リンクを進め、効果的な情報発信やアピール力の高い情報・コンテンツとの連携に取り組む。	533	相互リンクの手法について、資源循環情報システムの全体的な構成見直しを含め検討している。	引き続き、資源循環情報システムによる効果的な情報発信について検討を進める。
<b>(4) 多様な主体の連携の促進</b>		<b>540</b>		
(4)	① 愛知環境賞や循環ビジネス創出会議において、環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と共同開催するなど、引き続き連携を強化する。	541	愛知環境賞や循環ビジネス創出会議を環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と共同開催している。	引き続き共同開催する。
(4)	② 資源循環情報システムにある産業廃棄物の排出者と処理事業者のマッチング機能の活用促進や循環ビジネス創出会議におけるビジネス相談会の活用等を通じて企業同士の連携を促進する。	542	マッチング機能の活用についてチラシ等で広報するとともに、循環ビジネス創出会議等を通じて企業同士の連携を促進している。	引き続き企業同士の連携を促進する。
(4)	③ 食品廃棄物を含むバイオマスなど、今後の進展が期待される未利用資源を活用した地域循環圏づくりを進めるため、学識経験者や市町村、事業者、NPO等と連携、協働した推進チームを立ち上げる。	543	多様な主体が連携した新たな広域循環モデルの創設に向け、食品循環資源に関する地域循環圏づくり推進チームを関連企業(食品廃棄物の排出事業者など)の参画のもと、平成29年7月に立ち上げた。 有識者や循環ビジネスコーディネータを交え、モデル創設に向けた今後の課題や事業化へのアドバイス等を行っている。	他のモデルについても、推進チームの立ち上げに向けた検討を進めていく。

廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）に位置づけられている施策の実施状況

処理計画本文		No.	実施状況 (平成29年度の取組を中心に整理)	今後の方針等
(5) 低炭素社会に対応した資源循環の展開		550		
(5)	① 廃棄物処理施設の設置に当たっては、エネルギー消費効率の高い機器を選定するなど、廃棄物処理に係るエネルギー消費を低減させるよう努める。また、空調機器や照明機器など、廃棄物処理施設に付随する設備についても、省エネ性能の高い機器の導入を促進する。 併せて、廃棄物処理施設の周囲に緑地設置を促進する。	551	一般廃棄物処理施設については、東部知多衛生組合がエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を進めており、そのための助言を行っている。（平成30年度竣工予定） [一般廃棄物処理施設のごみ発電実施状況] 県内41の焼却施設の内23施設（平成27年度末現在） （休止施設を含む） 民間事業者が設置する熱回収施設（産業廃棄物処理施設）については、「熱回収施設設置者認定制度」により設置の促進を図っている。 [熱回収認定施設数] 2施設（平成29年11月末現在）	引き続き、市町村等によるごみ発電施設や民間事業者による熱回収施設の設置促進を図る。
(5)	② 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を促進する。	552	市町村・一部事務組合が設置するエネルギー回収施設やマテリアルリサイクル推進施設が国の循環型社会形成推進交付金等の対象となっており、循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を行うよう助言等を行った。 [平成29年度交付金事業（予定）] 12市等（17事業）、交付金4,640百万円	市町村・一部事務組合に対し、国の交付金事業の説明等を行うことにより、引き続き、循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を促進を図る。
(5)	③ 廃棄物焼却炉における熱回収施設や発電施設、廃棄物系バイオマスの利活用施設など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。	553		
(5)	④ 廃棄物の収集・運搬に用いる車両については、融資制度等の周知により低公害車の導入を促進するとともに、エコドライブの実践について啓発する。	554	事業者を対象としたエコドライブ講習会を開催し、エコドライブの普及促進を図っている。 [エコドライブ講習会] 平成29年度：3回実施 事業者からの相談に応じて補助金、融資制度について紹介するとともに、インターネットでも同制度を紹介している。 また、平成29年10月及び11月に開催した「産業廃棄物処理業優良化セミナー」において、優良産業廃棄物処理業者認定制度について啓発を行い、廃棄物運搬車両における低公害車の導入を促進した。	引き続き、事業者支援に係る情報提供を図るとともに、低公害車導入に係る啓発を行う。
(5)	⑤ 水素は、利用段階において二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策として重要なエネルギーであるが、現在、流通している水素のほとんどは、製造、輸送等の段階で二酸化炭素が排出されている。 このため、廃棄物由来の再生可能エネルギー等を既設の電力網・ガス導管で託送し、利用場所の近傍で、製造段階においても二酸化炭素の排出が少ない水素を製造・供給する「あいち低炭素水素サプライチェーン」について、自治体、企業等と連携して事業化を推進する。	555	再生可能エネルギーから低炭素水素を製造し、利用する「あいち低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大を産・学・行政が一体となって推進するため、「あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議」を設置した。（平成29年10月20日） また、再生可能エネルギーから製造された水素が低炭素なものであることを公に認証する仕組みについて、推進会議において検討を行った。（平成29年12月12日）	「あいち低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大を産・学・行政の連携で推進する。